

農業所得税の申告について

税務係

昭和三十五年分所得税の確定申告と納税の時期(二月十五日まで)になりました。所得標準や経費標準(計算の基礎)及納税相談の日割は別掲の通りであります。その他二、三の点について申し上げます。

①確定申告をしなければならぬ人は所得の合計額から扶養控除額を差し引いた残りの金額が、基礎控除額(九万円)よりも多い方でありませぬ。その方々には御通知申し上げます。

②生命保険料控除は受領証が必要でありませぬが、申告の際にあらま保険証券を持参される方がありますが、受領証を必ず持参下さい。

③臨時雇賃については、一定の基準によって計算した限度内において実際支払った金額を扣除するものであります。昨年一役場たより「五月号」に記載した農業臨時雇日誌か受領証がない限り確認困難でありますから御了承願います。

昭和35年分水稲所得標準

⑤適用地域別反当り所得金額

Table with 4 columns: 区分, 適用地域, 反当り取量, 反当り所得. Rows include 1, 2, 3 for different regions like 上大原, 下大原, etc.

上記の反当り所得額は必要経費(一般経費) 9,468円を差し引いた金額である

⑥標準外の一般経費

防除費及米穀乾燥費反当り(農薬費は一般経費に入っている反 400円を超える額である) 330円

⑦災害減算額

Table with 2 columns: 被害面積 1反につき, 減収量 1kg 当り. Values: 5,610円, 20円

普通畑適用地域別反当り所得標準

Table with 2 columns: 適用地域, 反当り所得. Values: 全 村 12,000円

水稲の作付面積及び如面積は昭和35年8月1日現在で耕地調査員より調査して頂きました耕作面積であります。

副業及び雑収入の所得標準

Table with 3 columns: 種類, 単位, 所得金額. Rows include 肉用豚, 仔豚, 養鶏, etc.

35年産もち米 昭和35.12.5までに政府に売渡したもち米1俵(60kg)当り225円を収入とする。特別経費として同上売渡量のうち5俵を超える1俵当り120円を扣除する

註 乳牛及畜牛は紙面の都合より省略

特別経費標準

Table with 4 columns: 種類, 区分, 控除単位, 控除金額. Rows include 農耕用牛, 農耕用馬, 動力用牛, etc.

Table with 3 columns: 年層, 支給額, 月額. Rows include 男子 18才未満, 男子 18才以上, etc.

⑧従事期間が12カ月に満たないものについては賃金の限度額は2カ月分までは季節雇のものを適用し超過分は年雇限度額と季節雇の2カ月分との差の月割による。

Table with 3 columns: 種類, 別項参照, 適用方法. Rows include 臨時雇, 農業用自動車, etc.

註 新築作業場の特別償却及共済減額は都合により省略

昭和35年分農業所得税確定申告日割

各会場共 午前9時より午後5時まで

Table with 4 columns: 期日, 会場, 区, 地域. Rows include 3月10日, 11日, 12日, 13日, 14日.

固定資産の評価について

税務係

昭和三十六年度固定資産の評価は次の通りであります。課税台帳の繰越は、別項に述べます。農地の評価替えのため、若干遅れました(例年三月一日より)三月二十五日より行方予定でありますから御了承願います。

一、家屋 従前の評価を基準にして昨年中の異動増減をして評価額とする

二、土地 評価替えは今年度より三カ年計画で評点式評価法で行い、昭和三十八年度完了し、三十九基準年度よりその評価額で賦課をする予定であります。

(平均指し価格坪当り二四八円) 平均指し価格とは他町村との均衡を得るため、毎年県が指示する価格のことでありませぬ。(以下同じ)

「別項」 農地の評価替えについては、平均指し価格反当一九、九二二(円) (平均指し価格坪当り二四八円) (平均指し価格反当四〇、八五三(円)) (別項農地の評価替えについては御参照願います。)

高令者の任意加入について

国民年金の任意加入(自分のすきで)出来る人は前にも申した通り二た通りありますが、今年の四月一日現在で満五才から五十五才迄の人が加入する場合、高令者任意加入のこととして本年度から認められることとして居ります。即ち三月三十一日迄に申出ないとそれ以後加入出来ませぬ。

会長等表彰

全国農業会議で

昨年は農業委員会法施行十周年に当たり、全国的に農業委員会制度を奨励して来られた方々が全国農業会議所並に県農業会議で表彰をされました。本村関係は左の五名であります。

- 富 本 三 治
渡 辺 利 三 治
深 沢 徳 一
小 林 達 徳
富 井 実 一

入られる六十五才迄の期間をとれば十年間となるのでそれで任意加入出来る事となったのであり、たといば、ここで五十五才の人が任意加入したとすると保険料を十年間掛けたと度六十五才となり保険料を掛けたとす。老令年金を月々からもらえることとなり、この制度が出来て先ず一番先に年金がもらえる人々です(また例外で早くもらえる人々も一部の人々もありませんがそれは途中でけがをして身体障害者となった場合と夫に死なれて子供をかかえて居る妻等これはごく例外でごくすくないが)

民生係

水稻品種統一 推進運動について

本村の産米改善の成果は関係機関の御指導により年々向上しつつあるが、近年食糧事情の緩和から消費地からの改善意向が強く、特に品種が多いため優良品種に統一するよう要請がありますので、今後の消費市場における声価と商品価値を昂揚するため県及び郡の運動と呼応し生産者の理解と協力により成果を挙げるため積極的な運動を推進することになりました。

(一) 推進運動の進め方

この運動を強力に推進するための第一段階として村内の各農園(村、農業協同組合、食糧事務所、地区普及所、農業委員会、農業共済組合、産米改良組合、部落惣代農家組合長、農協青年部、農協改良クラブ)が連絡協議し普及推進協議会を開催し次の事項を協議し更に農協段階に於てあらゆる機会毎に普及の徹底を計ることになりました。

(二) 本村の奨励品種の普及率はどれくらいか

本村の奨励品種の普及率は昭和三十三年五七％、三十四年五六％、三十五年五七％であつて非奨励品種が四〇％以上示めてあります。品種数ではもち・うるちを合して一〇〇余種が作付されてあります。

(三) 統一のめやす

下表を見ておわかりのように奨励品種の普及率が極めて低いので昭和三十六年の作付より基準品種を主体として次の通り普及目標を立て種子対策と併行して品種統一の

推進を計ることになりました。

年次	普及目標
三三年	六五%
三四年	八〇%
三五年	一〇〇%

基準統一品種名
越路早生 日本海 コシヒカリ
越路もち 越かおり ヤチコガネ
米山 千秋葵
初祝もち こがねもち
越かおり、千秋葵、初祝もちの採種は本年より設置されます。

旨みんで実行しよう品種統一
品種統一運動は県産米、西川米の声を高めるための全県下一斉運動でありますが一歩大切なことは生産者一人一人の理解と協力であります。すべての商品がそう

う			ち		
奨励品種			非奨励品種		
品 種 名	作付面積	総面積に占むる割合	品 種 名	作付面積	総面積に占むる割合
早 路 本	1,820.0	12.2%	号生	647.0	4.3%
越日越	2,225.5	14.9%	早早	76.3	0.5%
越日越	1,451.2	9.7%	早早	25.9	0.2%
越日越	776.4	5.2%	早早	37.2	0.3%
越日越	458.7	3.1%	早早	31.6	0.2%
越日越	5.0	0.0%	早早	1,034.3	6.9%
越日越	4.9	0.0%	早早	51.8	0.4%
越日越	711.0	4.8%	早早	1,034.3	6.9%
越日越	454.9	3.0%	早早	47.6	0.3%
越日越	2.0	0.0%	早早	2.0	0.0%
越日越	2.0	0.0%	早早	15.1	0.1%
越日越	2.0	0.0%	早早	114.6	0.8%
越日越	8.6	0.0%	早早	31.2	0.2%
越日越	8,898.6	60.0%	早早	10.0	0.0%
越日越			早早	5.0	0.0%
越日越			早早	38.5	0.3%
越日越			早早	80.6	0.6%
越日越			早早	75.1	0.5%
越日越			早早	14.0	0.1%
越日越			早早	515.2	3.5%
越日越			早早	6,023.3	4.0%

であるように米も商品である以上品種の統一及び包装規格の統一は欠くことのできない条件であります。日本一の米どころより日本一のよい米を作りましょう。

(経済係)

奨励品種			非奨励品種		
品 種 名	作付面積	総面積に占むる割合	品 種 名	作付面積	総面積に占むる割合
こがねもち	182.9	11.1%	中交	980.5	59.6%
平和もち	385.5	23.4%	ち交	42.2	0.3%
計	568.7	35.0%	ち交	10.0	0.0%
			ち交	44.5	0.3%
			計	1,077.2	65.0%

被保険者証

ポイント

今回は被保険者証について記述したいと思つてます。

前号に国民健康保険法の改正に伴う届出について申し上げました。社会保険の被扶養者は三月三十一日限り除外することになりましたので新しい被保険者証には社会保険加入の被扶養者は四月一日の新しい被保険者証には入っておりません。三月三十一日迄は黄色の被保険者証ですが、四月一日よりピンク色の被保険者証となりますので黄色の被保険者証は役場の係にお返し下さい。新しい被保険者証は三月下旬頃に配布することになっております。お渡した被保険者証に移動がありましたら被保険者証を添え三月二十五日迄必ずお届け下さい。又四月一日以降に於て移動(出生、死亡、婚姻、転入、転出等)がありました時は十日以内に書面にて被保険者証を添えてお届け下さい。新しく四月一日より職場保険に加入された被扶養者については国民健康保険より除外されることになりましたので、新しく職場の保険に加入された場合は必ず直ちにお届け下さるようお願いいたします。職場保険の加入者についても移動の場合は同様届出下さるようお願いいたします。被保険者証の再交付は書面にて理由を付し届出して下さい。用紙等は係に用意したして居りますから御利用下さい。

療養費について療養費(医師に金額支払いたした金額)を役場に請

求して半額支給される基準が左の通りとなりました。

- 1 保険者が療養の給付を行うことが困難であると認めるとき。
- 2 被保険者が被保険者証を提出しないが、被保険者証を提出しなかつた理由が緊急その他止むを得ない認めるとき。
- 3 被保険者が緊急その他止むを得ない理由で療養取扱機関以外の病院、診療所等から診療を受け保険者の必要と認めるとき。

右の事由に該当する場合は金額支払った受領証(明細書)に書面を添えて直ちに届出下さい。

昭和三十六年三月三十一日迄の療養費が直ちに届出下さい。届出用紙等は役場に備えて置きましたから御利用下さい。

民生係

あ と が き

ようやく春らしい陽ざしとなりましたが近年ない雪割のため未だ広々とした耕地は雪に埋つて居ります。春の農作業が始まるのはほど遠いことではありますが昨年に勝る豊作を期待して今から肥料設計や営農計画を立てるのは大切な仕事だと思つてます。またこんな大雪も珍らしい年ですが外に全国的に流感の発生したのも珍らしいようですから皆様充分にお気を付けて下さい。

特に流感による休校が増え居りますから子供は注意をいたしましょう。「役場たよ」は今月も雪の中で発行しますが、早く春耕の便りを聞きたいと念じて居ります。